

(案)

漁業育成就労協議会決定第3号

令和8年 月 日

育成就労外国人の円滑かつ適正な受入れの実現に向けた行動規範

漁業育成就労協議会は、本行動規範の遵守を漁業育成就労協議会運営要領（令和8年4月10日漁業育成就労協議会決定第1号）第3条第1項第1号のイ、ロに規定する構成員（以下「1号構成員等」とする。）及び第4号に規定する構成員（以下「4号構成員」とする。）に強く求めるとともに、これに違反する場合は、本協議会からの除名を含め厳正に対処し、もって本分野における円滑かつ適正な外国人の受入れを実現する。

また、同条第1項第2号に規定する構成員（以下「2号構成員」とする。）は、自ら関与する1号構成員等及び4号構成員に対し、本行動規範を遵守させなければならない。

1. 漁業分野における育成就労外国人の円滑かつ適正な受入れを実現するため、1号構成員等及び4号構成員は、関与する2号構成員の指導のもと、ここで定める行動規範を遵守する。
2. 1号構成員等は、育成就労制度の意義を理解し、育成就労外国人受入れの前提として、漁業分野における生産性向上のための取組や国内人材の確保のための取組（処遇改善や安全衛生対策を含む。）を推進する。
3. 1号構成員等は、育成就労外国人の受入れに当たり、育成就労関係法令のほか、出入国管理関係法令、日本で働くための労働関連法令、社会保険関連法令等を遵守するとともに、育成就労外国人の人権を尊重し、以下により適正な雇用環境の確保を推進する。また、4号構成員は、自ら関与する1号構成員等が当該規定を遵守できるよう支援する。
 - ✓ 育成就労外国人との相互理解を深め、それぞれの文化や慣習を尊重し、漁業分野の健全な発展や、地域における共生社会の実現に貢献する。
 - ✓ 育成就労制度への理解を深め、育成就労外国人が法令や社会生活上のルール等を遵守して本邦に在留できるよう、当該育成就労外国人に対し指導、相談対応及び助言を行う。この際、「やさしい日本語」を用いるなど、育成就労外国人と適切なコミュニケーションを図るように努める。
 - ✓ 育成就労外国人が外国人であることを理由として差別的な取扱いを受けない就労環境を確保する。

✓ 暴力、暴言、いじめ及びハラスメントがない就労環境を確保する。

4. 1号構成員等及び4号構成員は、育成就労外国人の行方不明事案の発生防止に向けた十分な対策を講じるとともに、行方不明とならざるを得ない状況に到らないよう、育成就労外国人に対する適切なサポートを行う。また、行方不明事案が生じた際の対応について、監理支援機関、送出機関等の関係者と取り決めておく。

5. 1号構成員等及び4号構成員は、制度上予定されていない又は不適正な形で職業紹介を行う悪質な仲介事業者（ブローカー）及び反社会的勢力との関係遮断を徹底する。

6. 1号構成員等は、育成就労外国人が納付すべき公租公課を適切に支払うよう指導するとともに、自らも納付すべき公租公課を適切に支払う。

7. 1号構成員は、当該育成就労外国人に対し、雇用期間や技能の習熟等に応じて昇給を行うこと等により、技能と経験に見合った適切な処遇を確保する。また、4号構成員は、自ら関与する1号構成員が当該規定を遵守できるよう支援する。

8. 1号構成員等は、ヘルメット、ライフジャケットの確実な着用といった労働安全衛生対策の重要性を理解し、文化及び言語が異なる育成就労外国人の背景事情を踏まえた適切な労働安全衛生教育及び労働安全衛生管理を行うことにより、労働災害の防止に努める。特に、育成就労外国人を雇い入れたとき、または作業内容を変更したときには、従事させる業務に関する以下の項目に係る労働安全衛生教育を行わなければならない。また、4号構成員は、自ら関与する1号構成員等が当該規定を遵守できるよう支援する。

✓ 機械等、原材料等の危険性又は有害性及びこれらの取り扱い方法に関すること。

✓ 安全装置、有害物抑制装置又は保護具の性能及びこれらの取り扱い方法に関すること。

✓ 作業手順に関すること。

✓ 作業開始時の点検に関すること。

✓ 当該業務に関して発生するおそれのある疾病の原因及びその予防に関すること。

✓ 整理、整頓及び清潔の保持に関すること。

✓ 事故時等における応急措置及び退避に関すること。

✓ その他、当該業務に関する安全又は衛生のために必要な事項。

9. 1号構成員等は、育成就労計画に沿って育成就労外国人の計画的な育成・評価を行うとともに、水産庁が関係業界等と協働して策定する育成・キャリア形成プログラムを参照し、技能修得や資格取得を促すなど、育成就労外国人が適切にキャリアアップできるように努める。
10. 大都市圏等に過度に集中して就労することとならないようにするために、地域住民と育成就労外国人との円滑な共生も含め、受入れ先や地域において育成就労外国人の適切な受入れ環境を整える。
11. 1号構成員等及び4号構成員は、漁業育成就労協議会構成員資格取扱要領で定める構成員資格に適合しないこととなったときは、その旨を、1号構成員等においては2号構成員を通じて、4号構成員においては直接、本協議会の事務局に報告する。
12. 本行動規範に違反する事案を把握したときは、必要な措置を講じるとともに、当該事案について本協議会に報告する。
13. 1号構成員等及び4号構成員は、育成就労外国人の日常生活における怪我や疾病に対しても、十分な対策を講じる。

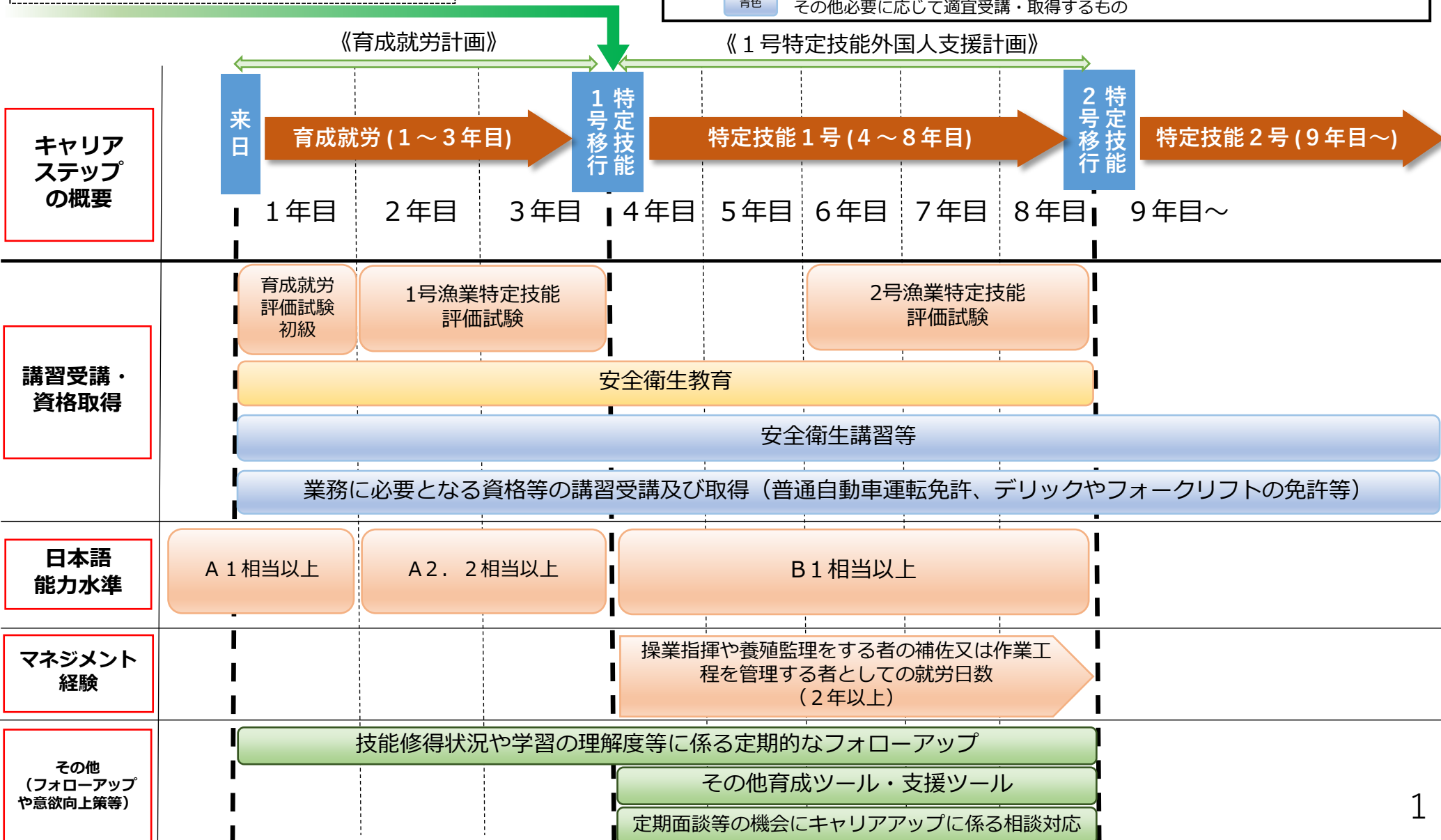
【漁業分野】 育成・キャリア形成プログラム(案)

資料2

- ・留学から特定技能1号への移行
- ・育成就労を経ずに特定技能1号で入国 等

凡例

黄色	技能の修得・向上に資するもの	緑色	フォローアップや意欲向上策
赤色	在留資格の移行に係る要件		
青色	その他必要に応じて適宜受講・取得するもの		



在留資格	目指すレベル （求められる役割・作業）	必要な技能・知識・資格	
		技能試験等	マネジメント 経験
育成就労	【漁業】 漁労機器等の操作や操業の工程に関し、監督者の指示に基づいて漁労行為を幅広く行える。	就労開始までに必須：日本語教育の参照枠A1相当以上又はそれに相当する日本語講習の受講	
	【養殖業】 養殖施設の維持管理や種苗確保から出荷に至るまでの生産の工程に関し、監督者の指示に基づき、飼育管理や選別作業、出荷準備等、養殖業における業務を幅広く行える。	就労中の取組：日本語教育の参照枠A2.2相当以上 育成就労評価試験（1年目）または1号漁業特定技能評価試験（3年目）	
特定技能 1号	【漁業】 漁具の製作・補修、水産動植物の探索、漁具・漁労機械の操作、水産動植物の採捕、漁獲物の処理・保蔵、安全衛生の確保等を行うことができる。	就労開始に必須：日本語教育の参照枠A2.2相当以上 育成就労評価試験または1号漁業特定技能評価試験	漁業にあつては操業を指揮監督する者を補佐する者（養殖業にあつては養殖を管理する者を補佐する者）又は作業員を指導しながら作業に従事し、作業工程を管理する者としての就労日数（2年以上）
	【養殖業】 養殖資材の製作・補修・管理、養殖水産動植物の育成管理、養殖水産動植物の収穫（穫）・処理、安全衛生の確保等を行うことができる。	就労中の取組：日本語教育の参照枠B1相当以上 2号漁業特定技能評価試験	
特定技能 2号	自らの判断により高度に専門的・技術的な業務を遂行し、又は作業員を指導しながら作業に従事し、作業工程を管理する者として、熟練した技能で業務を遂行する。	就労開始に必須：日本語教育の参照枠B1相当以上 2号漁業特定技能評価試験	

（備考）

必要な技能等：漁業や養殖業に関連する機器や車両を取り扱うに必要となる資格等の取得

漁業育成就労協議会 4号構成員資格確認手続規則

令和8年 月 日
漁業育成就労協議会

漁業育成就労協議会構成員資格取扱要領（令和8年漁業育成就労協議会決定第2号）第4条の規定を実施するため、4号構成員の資格確認及び資格証明書交付等に関する事務手続について以下のとおり定める。

（加入申請）

第1条 漁業分野における監理支援機関になろうとする者（以下「申請者」とする。）は、漁業育成就労協議会（以下「協議会」とする。）の4号構成員になるため、漁業育成就労協議会4号構成員加入申請書（別紙様式第1-1号）に記入の上、以下の書類を添えて、一般社団法人大日本水産会（以下「大日本水産会」という。）に提出する。

- 一 行動規範に基づく誓約書（別紙様式第1-2号）
- 二 協議会において協議が調った事項に関する措置を講じていることが確認できる書類
- 三 その他確認に必要な書類

（資格確認）

第2条 前条の申請を受けた場合には、大日本水産会は、申請者が漁業育成就労協議会決定第2号第1条第6項で規定した基準に適合しており、協議会の構成員であることの要件を満たすことを確認する。

- 2 協議会の構成員であることの要件を満たすことが確認された場合には、大日本水産会は、申請者に対し、別紙様式第2号により漁業育成就労協議会4号構成員資格証明書（以下「証明書」とする。）を交付する。

（証明書の再交付）

第3条 構成員は、証明書を失ったときは、別紙様式3号により証明書再交付申請書を漁業育成就労協議会事務局（大日本水産会）に提出する。

（退会手続）

第4条 構成員は、漁業分野における育成就労外国人の監理支援を行わなくなった場合は、別紙様式第4号により退会届出書を漁業育成就労協議会事務局（大日本水産会）に提出するとともに、証明書を返却する。

漁業育成就労協議会 4 号構成員加入申請書

漁業分野に係る監理型育成就労の監理支援事業を行いたいので、
漁業育成就労協議会構成員資格取扱要領第 4 条の規定に基づき、協
議会への加入を申請します。

加入が認められた際には、漁業育成就労協議会 4 号構成員の資格
証明書の交付をお願いいたします。

令和 年 月 日

(住所) _____

【団体名及び代表者名】

(氏名) _____

行動規範に基づく誓約書

漁業育成就労協議会
水産庁長官 殿

漁業分野に係る監理型育成就労の監理支援事業を行うにあたって、
漁業育成就労協議会が定めた以下の行動規範を遵守いたします。

なお、当該行動規範に変更があった際には、それを遵守いたします。

育成就労外国人の円滑かつ適正な受入れの実現に向けた行動規範

漁業育成就労協議会は、本行動規範の遵守を漁業育成就労協議会運営要領（令和8年4月10日漁業育成就労協議会決定第1号）第3条第1項第1号のイ、ロに規定する構成員（以下「1号構成員等」とする。）及び第4号に規定する構成員（以下「4号構成員」とする。）に強く求めるとともに、これに違反する場合は、本協議会からの除名を含め厳正に対処し、もって本分野における円滑かつ適正な外国人の受入れを実現する。

また、同条第1項第2号に規定する構成員（以下「2号構成員」とする。）は、自ら関与する1号構成員等及び4号構成員に対し、本行動規範を遵守させなければならない。

1. 漁業分野における育成就労外国人の円滑かつ適正な受入れを実現するため、1号構成員等及び4号構成員は、関与する2号構成員の指導のもと、ここで定める行動規範を遵守する。
2. 1号構成員等は、育成就労制度の意義を理解し、育成就労外国人受入れの前提として、漁業分野における生産性向上のための取組や国内人材の確保のための取組（処遇改善や安全衛生対策を含む。）を推進する。
3. 1号構成員等は、育成就労外国人の受入れに当たり、育成就労関係法令のほか、出入国管理関係法令、日本で働くための労働関連法令、社会保険関連法令等を遵守するとともに、育成就労外国人の人権を尊重し、以下により適正な雇用環境の確保を推進する。
また、4号構成員は、自ら関与する1号構成員等が当該規定を遵守できるよう支援する。

- ✓ 育成就労外国人との相互理解を深め、それぞれの文化や慣習を尊重し、漁業分野の健全な発展や、地域における共生社会の実現に貢献する。
- ✓ 育成就労制度への理解を深め、育成就労外国人が法令や社会生活上のルール等を遵守して本邦に在留できるよう、当該育成就労外国人に対し指導、相談対応及び助言

を行う。この際、「やさしい日本語」を用いるなど、育成就労外国人と適切なコミュニケーションを図るように努める。

✓ 育成就労外国人が外国人であることを理由として差別的な取扱いを受けない就労環境を確保する。

✓ 暴力、暴言、いじめ及びハラスメントがない就労環境を確保する。

4. 1号構成員等及び4号構成員は、育成就労外国人の行方不明事案の発生防止に向けた十分な対策を講じるとともに、行方不明とならざるを得ない状況に到らないよう、育成就労外国人に対する適切なサポートを行う。また、行方不明事案が生じた際の対応について、監理支援機関、送出機関等の関係者とは取り決めておく。

5. 1号構成員等及び4号構成員は、制度上予定されていない又は不適正な形で職業紹介を行う悪質な仲介事業者（ブローカー）及び反社会的勢力との関係遮断を徹底する。

6. 1号構成員等は、育成就労外国人が納付すべき公租公課を適切に支払うよう指導するとともに、自らも納付すべき公租公課を適切に支払う。

7. 1号構成員は、当該育成就労外国人に対し、雇用期間や技能の習熟等に応じて昇給を行うこと等により、技能と経験に見合った適切な処遇を確保する。また、4号構成員は、自ら関与する1号構成員が当該規定を遵守できるよう支援する。

8. 1号構成員等は、ヘルメット、ライフジャケットの確実な着用といった労働安全衛生対策の重要性を理解し、文化及び言語が異なる育成就労外国人の背景事情を踏まえた適切な労働安全衛生教育及び労働安全衛生管理を行うことにより、労働災害の防止に努める。特に、育成就労外国人を雇い入れたとき、または作業内容を変更したときには、従事させる業務に関する以下の項目に係る労働安全衛生教育を行わなければならない。また、4号構成員は、自ら関与する1号構成員等が当該規定を遵守できるよう支援する。

✓ 機械等、原材料等の危険性又は有害性及びこれらの取り扱い方法に関すること。

✓ 安全装置、有害物抑制装置又は保護具の性能及びこれらの取り扱い方法に関すること。

✓ 作業手順に関すること。

✓ 作業開始時の点検に関すること。

✓ 当該業務に関して発生するおそれのある疾病の原因及びその予防に関すること。

✓ 整理、整頓及び清潔の保持に関すること。

✓ 事故時等における応急措置及び退避に関すること。

✓ その他、当該業務に関する安全又は衛生のために必要な事項。

9. 1号構成員等は、育成就労計画に沿って育成就労外国人の計画的な育成・評価を行うとともに、水産庁が関係業界等と協働して策定する育成・キャリア形成プログラムを参照し、技能修得や資格取得を促すなど、育成就労外国人が適切にキャリアアップできるように努める。

10. 大都市圏等に過度に集中して就労することとならないようにするために、地域住民と育成就労外国人との円滑な共生も含め、受入れ先や地域において育成就労外国人の適切な受入れ環境を整える。

11. 1号構成員等及び4号構成員は、漁業育成就労協議会構成員資格取扱要領で定める構

成員資格に適合しないこととなったときは、その旨を、1号構成員等においては2号構成員を通じて、4号構成員においては直接、本協議会の事務局に報告する。

12. 本行動規範に違反する事案を把握したときは、必要な措置を講じるとともに、当該事案について本協議会に報告する。

13. 1号構成員等及び4号構成員は、育成就労外国人の日常生活における怪我や疾病に対しても、十分な対策を講じる。

以上、誓約いたします。

令和 年 月 日

(住所) _____

【団体名及び代表者名】

(氏名) _____

様式第 2 号

番号

漁業育成就労協議会 4 号構成員資格証明書

【団体名及び代表者名】

殿

漁業育成就労協議会構成員資格取扱要領第 2 条の規定に基づき、
上記の者が、農林水産省が設置する漁業育成就労協議会 4 号構成員
であることを証明する。

令和 年 月 日

漁業育成就労協議会 印

様式第 3 号

番号

漁業育成就労協議会加入資格証明書再発行申請書

漁業育成就労協議会 事務局 殿

(理由) _____ のため、漁業育成就労協議会 4 号構成員資格証明書の再交付を申請いたします。

令和 年 月 日

(住所) _____

【団体名及び代表者名】

(氏名) _____

様式第4号

番号

漁業育成就労協議会退会届出申請書

漁業育成就労協議会 事務局 殿

漁業分野における育成就労外国人の監理支援を行わなくなったため、
漁業育成就労協議会を退会いたします。

令和 年 月 日

(住所) _____

【団体名及び代表者名】

(氏名) _____